

令和7年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年8月8日（金）午後1時30分～3時00分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室 依頼

3 出席者 （五十音順）

公益代表委員	大山、古賀、橋口、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎、田中、土居
使用者代表委員	岩切、河野、酒匂、中原、久富
事務局	吉越労働局長、吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の出欠状況ですけれども、本日は委員の皆さま全員出席いただいております。従いまして、最低賃金審議会令第5条の規定により、定足数を満たしていますことを、ご報告申し上げます。

それでは、まず最初に、本日の議事録の確認の件ですが、今回は鎌田委員と中原委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【鎌田・中原委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いします。また、当審議会の開催について公示を行いましたところ、傍聴希望の申出が3名の方からあり、本日は、そのうち2名様が傍聴に来られていますことを、ご報告申し上げます。

なお、傍聴の方におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴いただきますようお願いいたします。また、本日の会議資料につきましては、傍聴席にも閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰りになられることは、お控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用いただきますよう、お願いします。

また本日は報道機関の方にもお越しいただいておりますが、報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただきますようお願いいたします。なお、報道機関の方の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

つづきまして、配布資料について説明させていただきますが、資料1から資料8につきましては、議題の中で説明させていただきますので、ここでは資料9以降について紹介させていただきます。

ます。

まず資料の35ページの資料9をご覧ください。この35ページの資料9と、次の資料10についてですが、こちらは両方とも、中央最低賃金審議会の第1回目安小委員会の資料になります。

まず、35ページの資料9をご覧ください。こちらは「足下の経済状況等に関する補足資料」になります。かなりのボリュームがありますのですべては紹介できませんが、この中からいくつかをピックアップして、説明させていただきます。

最低賃金の3要素であります、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」に係る資料を紹介させていただきますが、ただ労働者の生計費に関する資料は、紹介しようと思った資料が、資料17の更新部分抜粋の方に含まれていましたので、生計費に関する資料につきましては、後ほど、この資料17の中で説明させていただきます。

【田中委員】

すみません。資料のどのページかわからないのですが。

【室長補佐】

配布資料の下に「本審」何々ページと書いております。これからページと言いましたら、この「本審」何々ページのことになりますので、よろしくお願いします。説明が後になり、申し訳ありませんでした。それでは「賃金」に関する資料ですけれども、37ページの方をご覧ください。

こちらはですね、連合の春季賃上げ妥結状況をまとめた資料になります。2013年から今年までの、全体と中小の賃上げ率をまとめたものになります。今年、2025年の結果を見ますと、全体の方が5.25%、中小で4.65%と、このグラフの中では最も高い賃上げ率になっていますが、これ以前の状況と比較しましても、34年ぶりの高い水準となっているようです。

そして次の38ページは経団連の春季賃上げ妥結状況をまとめた資料になりますが、今年の2025年に関しましては第1回の集計結果になりますので、最終的な結果ではありませんが、ただ中小企業に関しましては第1回集計結果の段階で、既に昨年を上回る状況となっています。ちなみになんですけれど、昨日、新聞各紙で、この経団連の春季賃上げ妥結結果の最終集計結果について報道されていましたが、それによりますと「大手企業」の引き上げ結果、アップ率が5.39%となったようです。前年の5.58%より少し下がっていますが、ただ、このように2年連続で5%越えたというのは、バブル期の1990年・1991年以来という高い水準であったようです。

そして、次に、「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料ですが、61ページをご覧ください。こちらは企業の倒産件数に関する資料になります。まず下の方のグラフ、「長期的な推移」の方をご覧ください。倒産件数はこのように2021年まで減少傾向にありましてし、コロナ下の2021年から2024年にかけても、国の補助金等の支援施策などにより低水準で推移してきましたが、その後、増加に転じまして、昨年、2024年は10,006件と、ほぼ2014年の水準にまで逆戻りしているような状態にあります。

また最近の状況を見ましても、上のグラフのように、いまだ高い倒産件数が継続している状況にあります。そして倒産の原因が次のページで分析されていますが、原因としましては、「販売不振」が最も多くを占める状況で、特にこの数年で急増している状況にあります。また最近は物価高を背景とした倒産が増えていますが、次の63ページをご覧ください。グラフが2つ載っていますが、左の棒グラフの方が2020年以降の年ごとの物価高倒産の件数、右の円グラフの方が今年の上半期に物価高倒産した業種の内訳がまとめられています。状況としましてはグラフの上に説明文がありますが、その説明文の下の方にありますように、「原材料や燃料費高騰などの要因を

受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った」といったような状況にあったようです。資料9の説明は以上になります。

それでは次に 79 ページの資料 10 についてですが、ここからは「主要統計資料」になります。こちらからも一つ紹介させていただきたい資料があったのですが、その資料が資料 18 の更新部分抜粋の方に記載されていたので、そちらの方は、後ほど、資料 18 の中で説明させていただきたいと思います。

それでは次の資料ですが、139 ページの資料 11 をご覧ください。ここからは中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会の資料になります。まず 139 ページの資料ですが、こちらは賃金改定状況調査の結果になります。そしてこの資料の 144 ページをご覧ください。こちらの「第4表①」の方に、男女別の賃金上昇率がまとめられています。この表の一番左側の欄のところが、「男女計」「男」「女」と別れていますが、一番上の「男女計」の、宮崎が含まれるCランク「C」のところをご覧ください。上から3行目になりますが、まず左側にあります「産業計」の、「1時間当たりの賃金額」、ここが「令和6年6月」が1,300円、「令和7年6月」1,339円となります。そしてその隣の「賃金上昇率」が3.0%、その横の2.7%は昨年の賃金上昇率になりますので、昨年より0.3ポイント高い値ということになります。そしてその右側が各業種別の調査結果になっていますが、その中で、「宿泊業、飲食サービス業」の賃金上昇率が最も高く、4.4%となっています。

そして次のページを飛ばしまして 146 ページの第4表③をご覧ください。こちらは、一般・パート別において令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者を対象とした集計結果になりますが、先ほどと同じように、一番左側の欄が「計」の「C」のところを見ていただきますと、今年の賃金上昇率が3.6%となっておりまして、その上のAランク2.9%、Bランク3.4%より高い賃金上昇率となっています。

そして次に 151 ページ、資料 12 をご覧ください。ここから何ページかは生活保護と最低賃金との比較に関する資料になります。この 151 ページは 2023 年、2 年前のデータで、次の 152 ページがその改定版で最低賃金のデータだけ 2024 年度のものに改定した資料になります。どちらのグラフでも上の折れ線が最低賃金、下の折れ線が生活保護費になりますので、全ての県におきまして最低賃金が生活保護費を上回っているといった結果になっています。

次に 155 ページの資料 13 についてですが、こちらは地域別最低賃金の未満率・影響率の推移をまとめた資料になります。宮崎が含まれますCランクは、2024 年度、令和6年度の未満率が1.5%で、その前年の2.1%より減少していますが、影響率の方は、Cランクの2024 年度が25.6%で、前年の20.1%から、5.5ポイント上昇しているといった結果になっています。

また次の 156 ページと 157 ページは、令和6年度の最低賃金基礎調査と賃金構造基本統計調査をもとにした各県の未満率、影響率の数値になっております。宮崎県のところを見ていただきますと、157 ページの方の賃金構造基本統計調査における影響率1.7%だけは一番右の全国平均を下回っていますが、それ以外は全国平均を上回る結果となっています。

次に 159 ページ以降の資料 14 ですが、こちらは、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフで、宮崎と同じCランクの県のグラフを抜粋したものになります。この中で、宮崎県が記載されているのは 161 ページ、165 ページ、169 ページになりますので、また後ほど確認していただければと思います。

171 ページ以降の資料 15 は「最新の経済指標の動向」に関する資料になります。時間の関係で説明は省略させていただきますが、また後ほど確認していただければと思います。

207 ページ以降の資料 16 は目安小委員会で示されたものですが、委員からの要望により追加された資料になります。こちらも時間の関係で、すべては説明できませんが、この中から一つ資料を紹介させていただきます。3要素の「労働者の生計費」に関する資料になりますが、208 ペー

ジをご覧ください。こちらは食料関係の消費者物価指数の上昇率の推移をあらわした資料になります。昨年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率が示されていますが、一番左側の欄の、上の方に「食料」とありますが、その上昇率を見ますと、昨年10月以降、3.5%から7.8%の間で推移しており、また、この期間の平均値が6.4%と、高い上昇率を示しています。

そして次の資料になりますが、217ページの資料17をご覧ください。こちらは先ほど資料9で紹介しました「足下の経済状況等に関する補足資料」の内容更新部分を抜粋した資料になります。この中から3要素の「労働者の生計費」に関する資料をいくつか紹介させていただきますが、まずは224ページをご覧ください。こちらは消費者物価指数の上昇率の推移を表した資料になります。先ほどの資料16の中でも、消費者物価指数の上昇率の推移に関する資料を紹介しましたが、先ほどの資料16の方は「食料関係」の消費者物価指数の上昇率であったのに対して、こちらの方は「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた数値で、Aランク、Bランク、Cランクごとの推移を表した資料になります。まず一番上の全国のデータですが、昨年10月以降、2.6%から4.7%の間で推移しており、また、この期間の平均値が3.9%となっています。そして、この右側の平均値のところを見ていただきますと、AランクからBランク、Cランクと下がるごとに上昇率が高くなっていますが、宮崎県が含まれますCランクでは4.1%と、全国平均より高い上昇率を示しています。

それでは次の225ページをご覧ください。こちらでも消費者物価指数の上昇率の推移を表した資料になりますが、こちらは「頻繁に購入する品目」に限定した消費者物価指数の数値になります。この「頻繁に購入する品目」といいますのは、表の下の四角の点線のところに示された商品になりますが、購入頻度階級というもので年間購入頻度が15回以上となっている品目として選定されているようです。それでは消費者物価指数の上昇率を見ますと、真ん中の表のところですが、昨年10月以降、1.5から6.2%の間で推移しており、また、この期間の平均値が4.2%と、高い上昇率を示しています。

それでは次の資料になりますが、227ページの資料18になります。こちらでも、先ほど資料10で紹介しました「主要統計資料」の内容を更新した箇所のみを抜粋した資料になります。こちらでも、3要素の「労働者の生計費」に関する資料を一つ紹介させていただきますが、231ページをご覧ください。こちらでも消費者物価指数の上昇率の推移を表した資料になりますが、こちらの方は「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた数値で、都道府県ごとの推移を表した資料になります。最新の2025年は平均値がありませんので、その前年、2024年の数値を見ますと、宮崎県は下から3行目になりますので、2024年の上昇率が3.6%になります。そして全国の平均値が前のページに記載されていますが、230ページの2024年の全国のところにありますように、2024年の全国平均値は3.2%となります。それでは先ほどのページに戻って宮崎県の上昇率と比較しますと、宮崎県が3.6%ですので、全国平均値3.2%より0.4ポイント高い数値となっています。また、この2024年の他県の結果を見てみますと、上昇率が最も低い県は岡山県で2.6%、逆に最も高い県が奈良県の4.0%となっていますので、これから見ましても、宮崎県の3.6%は全国的に高い数値の方に分類されるのではないかと思います。

それでは次の資料ですが233ページの資料19は労働者代表の仁平委員が提出した資料で、各県の「パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移」を示したものになります。この中で宮崎県は247ページに記載されていますので、また後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、次の資料になりますが、251ページの資料20になります。ここからは中央最低賃金審議会の第4回目安小委員会の資料になりますが、こちらの251ページは、先ほど資料10で紹介しました「主要統計資料」の内容更新箇所を抜粋した資料になります。時間の関係で説明は

割愛させていただきますが、また後ほど確認していただければと思います。

次の資料になりますが、257 ページの資料 21 になります。ここからは中央最低賃金審議会の第 5 回目安小委員会の資料になります。まず 257 ページの資料ですが、こちら、先ほど資料 9 で紹介しました「足下の経済状況等に関する補足資料」の内容更新箇所を抜粋した資料になります。時間の関係で説明は割愛させていただきますが、また後ほど確認していただければと思います。

それでは次の資料ですが、259 ページの資料 22 をご覧ください。こちらは委員から追加要望のあった資料になりますが、消費者物価指数に関する資料になります。次の 260 ページをご覧ください。先ほどから、資料紹介の中で、「持家の帰属家賃を除く総合」であったり、「頻繁に購入する品目」「食料」に関する消費者物価指数の上昇率に関する資料を紹介してきましたが、こちらの資料はそれらをまとめて、さらに「1 か月に 1 回程度購入する品目」と「基礎的支出項目」を追加した資料になります。ちなみに「1 か月に 1 回程度購入する品目」につきましては、次の 261 ページにどのような品目が該当するかが記載されています。資料の内容についての説明は省略させていただきますが、非常によくまとめられた資料でありますので、また審議の際にご活用いただければと思います。

それでは続きまして、次の資料になりますが、263 ページの資料 23 になります。これは中央最低賃金審議会の第 6 回目安小委員会の資料になりますが、この資料 23 は、資料 10 の「主要統計資料」の内容更新箇所を抜粋した資料になりますので、説明は割愛させていただきます。また、後ほどご確認いただければと思います。

最後の、265 ページ以降は、令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安に関する資料になりますが、こちらにつきましては、後ほど説明させていただきます。資料の説明は以上となります。

それでは、以後の議事につきましては、橋口会長に進行をお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【橋口会長】

それでは、どうもお疲れ様です。審議会、ようやく開催となりました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは始めたいと思います。

みなさんご承知のとおり、8 月 4 日に中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しました。この答申については、このあと事務局から報告していただきます。

それでは、議題 1 「宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見」について、最賃法第 25 条第 5 項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

はい説明します。こちらの資料を使います。7 月 4 日の第 1 回審議会における改正諮問の後、同日に関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、期日までに 3 件提出がありました。資料 1 として添付しております。

まず、1 ページ資料 1-1 のとおり 7 月 16 日付けで、宮崎ふれあいユニオン執行委員長様から「要請書」、3 ページ資料 1-2 のとおり 7 月 23 日付けで宮崎県労働組合総連合議長様から「2025 年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見」、5 ページ資料 1-3 のとおり 7 月 24 日付けで生協労連コープみやざき労働組合委員長様から「2025 年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見」が提出されました。参考人意見陳述を確認したところ、3 団体全てにおいて意見陳述を希望されました。

なお、この 3 件の要請書等につきましては 7 月 25 日に全ての委員の皆様へメールで送付して

おります。

また、お手元に1枚で資料をつけておりますけれど、こちらにつきましては、昨日、日本民主青年同盟宮崎県委員会委員長様から直接要請書の提出があり、事務局において対応しております。意見書の提出期日を過ぎておりますので、今回は、審議会での要請書の配付のみで、審議会委員の皆様と共有するという対応で了承を得ておりますので、当要請書の内容につきましても、併せて、ご確認頂ければと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。事前に事務局から要請書等が送付されておりますが、今一度、資料でご確認いただいたでしょうか。要請書または意見等について、何かご意見等ございませんか。

(意見等なし)

よろしいですか。特に無いようでしたら本件「要請書」「意見」も踏まえ、宮崎県最低賃金専門部会で審議をするということでよろしいでしょうか。

また、希望された意見陳述については、この後の第1回専門部会で検討していただきます。よろしいですかね。

(異議なし)

次に、議題2「運営小委員会報告」ですが、運営小委員会の古賀座長からご報告をお願いします。

【古賀委員】

はい。運営小委員会は、7月4日に開催され、本年度の審議会運営について検討いたしました。内容については、7ページの資料2のとおりです。事務局から要旨説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは7ページの資料2をお開きください。7月4日の第1回本審後に、
公益代表として古賀委員と橋口会長、
労働者側代表として白崎委員と鎌田委員、
使用者側代表として河野委員

以上5名の委員に御出席いただきまして、令和7年度の最低賃金審議会の運営について検討し、5点について確認されました。

7月4日時点での確認事項で、元々は8月1日に報告する予定でありましたので、10月1日発効など、現実とそぐわない点もあるかと思いますが、その点は、ご了承頂ければと考えております。

まず確認事項1点目ですが、宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行うこと。

つづいて2点目は、特定最低賃金の改正等の必要性の有無につきましては、検討小委員会にお

いて検討することとし、検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。改正決定について諮問された場合、特定最低賃金専門部会の結審は年内発効を目指して努力するものとする。

3点目ですが、地域別及び特定最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営については、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合につきましては、原則として3日以内に本審を開催し、審議のうえ採決する。また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に関係資料を送付し、次の審議会で報告すること。

続きまして4点目、地域別及び特定最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5点目は、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。なお、7月4日の運営小委員会で確認した日程については、15ページの資料6のとおりであります。中央の目安答申が想定よりも遅れたことから、運営小委員会で確認した審議日程が既にかなり変更されております。本日以降の審議日程につきましては、本審議会の最後であらためて、調整させて頂きたいと考えておりますので、お時間を取ることにではありますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の運営小委員会報告について何かご意見はありませんか。

【酒匂委員】

すみません。よろしいですか。私もこの運営小委員会のメンバーでしたが、ちょっと体調不良のため欠席させていただき、大変申し訳ありませんでした。本当はその際に言えばよかったかとも思いますが、1番目に発効日についての記述がございます。「10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う」と、この表現、このことについて運営小委員会での決定が、その後の私どもの審議を拘束するのでしょうか。と言いますが、今回、中央審議会の方でも、公益見解を採用した中で、この発効日については十分協議するようにと発言されています。その点を踏まえても、この表現についてはいかがなものかと、見解が出る前の決定事項ですのでもういたしかたないかもしれませんし、私もそこにいなかったのもので申し訳ないのですが、そこについては改めて白紙にするなりしていただいた方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【基準部長】

発効日については、酒匂委員おっしゃるとおり、この後ご覧いただくことになる、中賃会長からのメッセージでも十分審議していただければというような内容が含まれています。原則論としては、発効日についても審議の対象ということになりますので、使側から発効日について協議したいということであれば、当然、事務局としても、それを「できませんよ」などと言うつもりはございませんし、それについてはその時にご意見を言っていただいても結構です。ここの取り扱いが酒匂委員おっしゃったとおり目安が出る前に決めている文章なので、そこはそういった事情があるというふうにご理解いただければと思います。

【酒匂委員】

ですので、運営小委員会の報告を記載されていますけれど、これについては取り扱わなくてもよろしいということですか。これを前提にしないということでご了解いただくためには、ここでまた意思決定が必要だと思います。このままでは、この運営小委員会の決定事項がまだ生きているようにも見えますし、それもあって、「生きてこないですよ」という質問でもあるのですけど。

【橋口会長】

ちょっといいですか。私としてはね、今、基準部長の方から説明がありましたけれども、7月4日の小委員会での審議結果はですね、10月1日の発効を目指すこととするけれども、都合上、これがかなわない場合も早期発効に向け、努力、審議を行うということにとどまっている規定で、この時点ということでご理解していただいて構わないと思っています。今日、これから出るのでしようけれども、中央の目安に関する公益見解、私も読ませてもらってますけど、最後に、確かに、発効時期については、今までとはかなり違う、踏み込んだ見解が出されていると、私も理解しています。だから結論的には、時期について、しっかり、それぞれの都道府県の審議会で対応を決めてくれ、ということですので、それはそれで、また私たちもそれを受けとめて、審議をするということになると思います。ですから、まあ、これは7月4日時点での報告ということで理解をして、また公益見解の意見は、それを踏まえて、この審議会で当然議論を重ねて、結論を持つということで、よろしいのではないかと思いますので、いかがですか。

【酒匂委員】

ですから、そのためにも、この運営小委員会での報告がどれだけの効力をもって、その後の私たちの審議に影響を与えるのかということを抑えておいていただきたい。これがこのまま生きてきたら、「小委員会で決まりましたよね」と言われる可能性もあり、齟齬を生じますので、この1番目については、こういう決定をしているけれども保留にするとかですね、扱わないとか、決めていただきたいと思います。

【橋口会長】

それを決めておきたいという、ご意見ですか。

【酒匂委員】

そもそも小委員会の位置づけがどういうことかなと。

【橋口会長】

早期の発効というのは、どの程度の早期のことをいうのか、また文書としてどの程度広く解釈できるかということもあるかと思いますけど、いかがなものでしょうか。

【基準部長】

その文章について、使用者側の代表委員として、どうしても、その後、拘束するおそれがあるという懸念が拭えないということであれば、この文書について白紙に戻すということも含めて、再度、協議していただくということも考えますが、ただ、勿論、労側の皆様の意見を聞いたうえでという形にはなります。

【鎌田委員】

よろしいですか。こちらの小委員会報告をあらためて今読んでますが、文書の中には「目安が提示された後、これを参考として10月1日発効を目指す」と書いてあります。私はこれを読みますと、去年も、一昨年も、3年前も、おそらく同じ文言だったように思います。年によっては早い結審もあれば、遅い結審もあったかと思えますし、去年もちょっと遅かったかなと思うのですが、まあ、その中でも、私の解釈としては、あくまでも、10月1日の発効を目指していきましょう。ただ、それでも審議の都合上、それがかなわない場合にはうんぬんという記載ですので、去年も同じ解釈をしたのだと思います。結局、去年の発行日は10月5日でしたが、審議の都合上かなわなかったため、去年は10月5日になったという解釈ですので、私としては、労側としては、この文書表現は問題ないのではないかと捉えています。

【酒匂委員】

そもそも運営小委員会がどういう規定のもとに、ここで位置づけられているのか。どれだけの権限が与えられているのか。この表現を読めば早期の発効について努力し審議するとなってますので、後ほど説明があると思うのですが、中央の公益見解の中でも、十分審議を行うようにと言われています。我々、使用者側からすると、相当準備がいりますし、10月も半ばを過ぎてくれば準備する期間ありませんし、そもそもこの表現については、考えていただきたい。これが前提になると大変困りますので、そもそもこの運営小委員会の報告が拘束力を持っているのか、また我々のその後の審議にどのような影響を与えるのかということをお教えいただきたい。全然関係ないということであればそれで構いませんし。

【基準部長】

運営小委員会については、法令とか、政令とか、省令とか、そういったもので決まっているものではないです。この後、開催する専門部会であれば決まっているものなのですが、運営小委員会は必ず設置しなければならないものではありません。ですから、法的な拘束力があるかと、言われたら、「無い」ということになります。

【重黒木委員】

ちょっとお聞きしたいのですが、昨年この審議会に出させていただいていますが、最終的にいくらしましようとした後、何日間かおいて、異議の申し立てがあったかどうか確認して、だったら発効日がいつですよねということで決まったかと思うのですが、仮にですね、酒匂委員がおっしゃるようなことまで含めて、審議会の中で議論する余地があるのか、通常だと何日に金額を決めて、異議申し立てがあるのかどうか何日間かおいて、その後、何日間で発効するという流れを変えるようなことがあるのかどうかということをお聞きしたいのですが。現法律の中で。

【河野委員】

今、重黒木委員が言われたのは、最短の発効日がそういう形で決まるもので、それでいいですかねと確認するだけであって、発効日そのものは、それが最短であって、決めるのは協議の中で、最終的に、例えば極端な話、1月1日とか4月1日というのもあり得る話ではないかなと。

【基準部長】

この表のことだと思いますが、第1回の審議会で配布した案で、今回の資料にもどこかに入っているかもしれませんが、この表のタイトルにも書いてあるとおり、正式には最短効力発生日に

なります。なので、今、河野委員がおっしゃったように、この表に当てはめれば、例えば非現実的ですが、この表の一番上だと、8月1日に答申があれば、異議申し出の締め切りが8月18日になります。その翌日が異議を申し立てを聞く審議会を開ける最速の日になります。なので、8月19日にいわゆる異議審というものを開いたうえで、その異議に理由があるかどうかというのを審議し、理由がない、却下ですと、いう話になれば、この表にあてはめると、官報公示が最速で8月28日ということになります。8月28日に官報公示すれば最短で30日後に新しい最低賃金額が効力を発生することになるので、そうすると9月27日の発効となります。ただ、これはあくまで、すべてが最速に進んだ場合の最短の発効日を示している表になりますので、この最速の発効日より後の日に新しい最賃の発効日を定めるということも法律上可能ですし、そのように決めた場合の発効日を指定発効日というふうに呼びます。なので、この表で行くと9月27日以降であれば10月1日でも、11月1日でも、審議会で協議のうえ指定発効日を決めることが可能ということになります。

【重黒木委員】

後の議論になるかもしれませんが、仮に発効日が遅れると、先ほども物価が非常に上がっているというようなお話がありましたけれど、そういうふうに物価に追いつかないような情勢が長く続くということも考えられるという認識になる訳ですか。

【橋口会長】

よろしいですか。まあ、そういうふうに議論していけば、今からの議論になる訳ですよ。ですから酒匂委員のご意見は承りましたけれど、私としてはね、これは7月4日時点での報告としてまとめられたものです。で、ハッキリ言って、またやり直すとかいうのはあり得ないと思うし、そこは公労使が一緒になって決めたことですので、それは尊重していただきたいと私は思います。今の言われている部分、発効日についての表現は、ちょっと広く解釈していいと意見を言いましたが、基準部長からも絶対的な拘束力があるというものではないとの見解も示されましたから、報告は報告としてね、これはこの時点でのものとして尊重していただいて、で、公益見解、今からビデオメッセージがあると思いますが、それはそれで、問題提起があらたにされた訳ですから、それを踏まえて、またこの審議会で、もしくは専門部会で、きちっと議論していくということではいかがですか。

【酒匂委員】

拘束力が無いということが、今、会長の口から出ましたので。私はそういうふうに受け取らなかったものですから、この表現については拘束力が無いということを確認していただいたということであれば全然かまわないです。ありがとうございます。

【橋口会長】

そういうことでよかったですかね。

【基準部長】

はい、最終的には、法に基づいた委員会ではないというのは間違いないということです。

【岩切委員】

一件、質問してよろしいでしょうか。10月1日という日付についてですが、先ほどの表でもあったとおり、最短では9月27日発効という形も可能であるようですが、そもそも10月1日というのは、何の日付なのでしょう。すみません。私、今回から委員ということになりましたので、参考までに教えていただければと。

【基準部長】

私も労働基準監督官に任用されてから20年ちょっとくらいたちますが、その当時からやはり10月1日発効というのはありました。先ほどの運営小委員会の話じゃないですけど、じゃあそれが、法律のどこかで決まっているかということ、特に決まっている訳ではありません。なので、今すぐに、なぜ10月1日発効というのが根付いているのかということについて、事務局としてただちにこういう経緯があります、という説明はできないのですが、労側は何かご存じないですか。

【鎌田委員】

たぶんですね、労側は労側の意味合いというのがあるのですが、ちょっと解釈が違うと思いますので、ここはあえて触れない方がいいと思います。

【基準部長】

おそらく、そこは、昔からの慣習のエリアを出ないような気がしますが、ちょっと調べさせてもらいます。すみません。

【橋口会長】

よろしいですか。それでは続けたいと思います。次に議題3「令和7年度地域別最低賃金改正決定の目安について」に入ることになります。8月4日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されていますので、その要旨について事務局から報告をお願いします。

【労働局長】

私の方から、まずは要旨の方を簡単に説明させていただこうかと思います。

令和7年8月4日付けで中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに地域別最低賃金改定の目安に係る答申がなされたこととなります。資料24-1、265ページをご覧ください。

記の1にありますとおり、「地域別最低賃金額の改定の目安につきましては、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」とし、記の2として、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとされましたところでございます。

資料24-2の別紙1、267ページになります。ご覧いただければと思います。令和7年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安についてですが、報道等によりご存じのこととは思いますが、目安小委員会における7回の審議を経て取りまとめられ、Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円と昨年度の全ランク50円を超える過去最高となる金額が示されたところでございます。

272ページから274ページを見ていただければと思います。そこに、各ランクの引上げ額の目安の項目が記載されております。そこにはですね3要素を総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視するこ

とに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目し、引上げ率6.0%、額にして63円を基準として検討することが適当であるとされ、さらに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることを踏まえた上で、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合の対前年比上昇率がA、BランクよりCランクの上昇率が高くなっているということと、賃金改定状況調査結果の第4表の①②③における賃金上昇率がCランクが一番高くなっているということ等を考慮しまして、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当とされ、Cランク64円とされたものとなります。

今回の中央最低賃金審議会の答申がとりまとめられた経緯の詳細等につきましては、誠に恐縮ではございますが、この後、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージをご覧いただくことで代替させていただきたいと思います。今後、宮崎県における審議が行われるということになります。こうした経緯を考慮しまして、また、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取等の結果などを活用して、宮崎県最低賃金額の改定に向けてご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

【室長補佐】

それでは、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを視聴することで目安改定に関する事務局からの報告としたいと思います。なお、目安答申等の資料は265ページにございますので、併せて確認をお願いいたします。

〈メッセージビデオ視聴〉

みなさん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今年度も目安の位置づけの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会が取りまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいというふうに思います。最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引き上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。まずは、最低賃金法は法定の3要素というのを求めています。労働者の生計費、それから賃金で、3つ目が通常の事業の賃金支払い能力。これを考慮して定めるということとなっております。また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮するということも肯定をされております。その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央の最低賃金審議会の目安を示すということになっております。また、近年は政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に目安についてご説明をしたいと思います。令和5年の全員協議会報告や令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下

回ることもあり得るというふうに、私どもは考えております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安および公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思っております。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして、納得感のあるものとなるよう、公労使で7回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、そういう点に加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目をいたしました。

3要素それぞれの評価ポイントについてご説明をいたします。まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持ち家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきた。これはもう昔からそういうふうにしております。で、それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。で、足元の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの企業が全体の約7割を占めている、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると、近年上昇傾向にあること。令和6年度においては、勤労者世帯で26.5%となっており、さらに、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである世帯収入、第一10分位階級では27.5%とさらに高い水準になっていること。こういった点を公労使で確認をいたしました。しかしながら、食料やエネルギーは昨年指標としてみた消費者物価指数の頻繁に購入する品目だけに含まれるものではなくて、また様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む一ヶ月に1回程度購入や、そのどちらにも含まれない穀物を含む食料、生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか一つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようということになりまして、今年度は持ち家の帰属家賃を除く総合に加えまして、4つの指標を追加的に見ることにいたしました。具体的には、頻繁に購入する品目、一ヶ月に1回程度購入する品目、基礎的支出項目、食料の4つでございます。こういった指標を見ながら、持ち家の帰属家賃を除く総合が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案をいたしました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目、賃金については、連合、それから経団連、日本商工会議所、それに厚生労働省の30人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査といったさまざまな調査で、賃上げのベクトルが上向きであるということが今年も確認をされております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後に3つ目ですね、通常の事業の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されておまして、これまでの目安審議においても業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料をもとに議論を行いました。支払い能力については実は決め手となる指標がなかなか無い訳です。そこで、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払い能力を反映したものであるということも意識するとともに、その他、売上高経常利益率も確認をしております。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しいといったデータや価格転換にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払い能力は改善傾向にあるというふうに考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明をした点等に一部重複をいたします。しかし、ここは強調しておきたいので申し上げておきたいと思います。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意をしたところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。近年配意を求められております政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれております。地方最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識をまいりました。そういった中、消費者物価指数、具体的には持ち家の帰属家賃を除く総合ですね。この上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果、第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクに順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6%、Bランクも63円、率は6.3%、Cランク64円6.7%といたしました。Cランクの引き上げ額、引き上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標を見てお示しをしたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も、小委員会の議論の中でありました。これについては、早速、労働局には伝達されていると承知をしておりますので適宜参考にいただければと思います。

次に、発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発行させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引き上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がっております。こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえて、引き上げ額とともに発効日についても、十分に公労使で議論を行っていただくよう中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に以上を述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、厚労使による建設的で真摯な議論が行われることを、私どもは期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に、これからも注目をしていきたいと思います。以上、私からのメッセージでした。

〈ビデオ終了〉

【橋口会長】

ただいま、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央最低賃金審議会から答申さ

れた経緯等について、中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画の中で詳細な数値等に関する説明を交えながら説明をいただきました。今回の目安額の答申に至るまでの経緯について理解が深まったのではないかと思います。ただ今の目安の説明を含めまして、何か、質問等はございますでしょうか。

【河野委員】

今、会長の話を聞いて、各地方の目安を超えるに当たっての様々な数値がありましたけれども、地方の数字について各労働局へ提示するよう厚労省事務局に要請したという話がありましたけれど、その資料というのは今回配付された資料中には入ってないのでしょうか。

【賃金室長】

専門部会の資料の方に入れていますので。

【橋口会長】

ほかにご意見ございますか。

【酒匂委員】

よろしいですか。私もここに委員となって年数が少ないものですから。昨年度もビデオメッセージがありましたし、今年もまたビデオメッセージがあつてですね、十分参酌するようにというメッセージであつたように思うのですが、ただ、昨年度ふりかえると、目安が出されたものの、特にCランクでは大幅に乖離が見られてですね、結果的にみると中央の目安に参酌していなかったのではないかという受け止めに自分はしていたのですが、まさに今回、小委員会の報告の中に、労働者側の見解ということで、目安を大幅に超える引き上げが相次いだ、中央審議における目安の意義を問われかねない事態であるとまで言われておられました。そういった中で、今回、ちょっと残念だったのは、さきほどのメッセージの中では、全国的なバランスに配慮したのだと、拘束はしないと、上回ることもあれば下回ることもあると言われておられまして、どのようにこの目安を我々は受けとめればいいのかというのが率直な感想でございます。労働者側がそれだけのことを言われて、今年度の審議に当たってですね、我々がちゃんと参酌できるような形で工夫をされて、審議をされたのか。今回の7回に及ぶ、本当に熱心な議論をしていただいたことには敬意を表するところですが、今回のメッセージを聞いて、目安をどのように参酌していけばいいのか、その辺が少し不安に感じたものですから。これについては事前に質問したいということでお伝えしていましたので、見解をお聞かせいただければと思います。

【賃金室長】

目安のあり方について、事前に質問いただいたということもありまして、それを踏まえて説明したいと思います。今の中央のメッセージと少しかぶるところもあるかもしれませんが、基本的には、これまでの見解に相違することはないと思いますので、一応今回の回答とさせていただきます。

目安制度のあり方につきましては、それに関する全員協議会報告、これが令和5年の4月6日にあります。この中で目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考とするものとして、その必要性について異論はなかった。そのうえで目安が地方最低賃金審議会審議を拘束するものではないことを、あらためて確認しましたとあり、これはメッセージにもあつたかと思います。この中賃の見解は、メッセージのとおり、現

在も変更はないと考えておりますし、そういった主旨で会長の方から発言があったと考えております。また本省の方に確認しましたところ、地方審議において、中央の審議会で示された引き上げ額の目安を十分に参酌のうえ、自主性を発揮しつつご審議いただいた結果であると認識している、という回答をいただいておりますので、その回答により、今回の説明にかえさせていただきたいと思います。目安に関しては、基本的なことしかお話しすることはできませんが、以上が回答になります。

【酒匂委員】

残念と言いますか、使用者側の見解の中にも、今回、昨年度の反省も踏まえ、今年度は明確な根拠、データに基づいた納得感のある目安額の提示がこれまで以上に求められていると、いうことまで言われて、たぶん労働者側、使用者側はそういったつもりで審議をされたのだろうと推測をいたします。で、使用者側からは先ほど委員からもありましたけれども、中央の目安を出す数字には、各地方、宮崎県を含めた、各地方の数字の比較ができるようなデータをもとに確認したのだということも漏れ聞いておりますので、今回、7回も審議をしていただいたということに敬意を表しつつ、我々としては最大限尊重すべきなのかなと思ったところではございます。まあ、そういう反省のもとにですね、今回、公益委員も含めて、十分議論していただいたのだろうと受け止めたいと思います。

すみません。引き続き、もう1点よろしいでしょうか。こういうこともあるのですが、総理が、5月22日の政労使の意見交換会の場で、各都道府県において中央最賃審議会の目安を超える最低賃金の引き上げが行われる場合の特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援をすと言われたりですね、骨太の方針にもそういったことがうたわれたり、中央審議会の目安が出たぶらさりの場合でも、地方が中央審議会の目安を超えたら支援する、補助するといったことを公然と発言されておられますよね。本来、最低賃金を決めるには、冷静に落ち着いた環境の中で審議すべきところなのに、政府自らが、総理自らがですね、そういったことでゆがめるような発言をされることについてはいかがなものかと。私は審議会への圧力ではないかという解釈をしておりますけれども、これについて厚生労働省なり、労働局側として何か見解があればお聞かせください。

【賃金室長】

重点的な支援とか交付とか様々な話が比較的早い段階から、おそらく6月頃の段階から総理はそのような発言をされていたように思います。もうすでに8月になっていますが、このことについて現時点の話だけをさせていただきますと、この支援と申しますが、中小企業とか小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の施策パッケージのことになるのですが、これは内閣官房の新しい資本主義事務局において取りまとめられたものだとは承知しています。ただ、今のところ、現時点で、まだ具体的な支援策について把握できていない状況にありまして、また厚生労働省の方にも、この話の具体的なところがまだ下りてきていないということでもあります。従いまして、この支援については、現時点において明確にお答えできるような段階ではないということで回答させていただきます。

【酒匂委員】

現時点で明確な支援があるということが、もしあればですね、それこそ問題だと思うのですが、賃金の原資にあたるようなものを獲得するために、生産性の向上等の支援については、是非、政

府にはお願いしたいと思っています。しかし、そもそも支援するから最賃を上げてねといったような誘導は、ふさわしくないのではないかと思います。あくまで我々の審議は、法定3要素等に関するデータ、つまりは明確な根拠に基づいて、納得感のある審議をすべきだと思っております。政府の補助金があるから、余計に上げたら支援するからということを目的にはすべきではないと考えておまして、そういう審議をすべきだということを労働局側からメッセージとして出すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【賃金室長】

ご意見として賜りたいと思います。

【橋口会長】

よろしいですか。他にビデオメッセージについてご意見ございませんかね。ありがとうございます。次に、議題4「宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について」ですが、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

7月4日の第1回審議会で、宮崎県最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、第1回審議会終了後、専門部会委員の候補者の推薦について公示を行いまして、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。その結果、

公益代表委員として、橋口会長、宮川委員、森部委員

労働者代表委員として、鎌田委員、重黒木委員、白崎委員

使用者代表委員として、河野委員、酒匂委員、中原委員

の9名の方を令和7年7月23日付けで専門部会委員に任命いたしました。委員名簿を9ページの資料3として添付しております。本日の本審終了後に第1回専門部会の開催を予定しております。任命された専門部会委員の皆様は、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の事務局説明について何かご質問はありませんか。

(質問なし)

よろしいですか。引き続いて、議題5「特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について」の審議に入りたいと思います。まず、特定最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

令和7年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果について報告いたします。資料は11ページから13ページまでの資料4及び5になります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会様から、2025年7月11日付けで、現行の4業種について、特定最低賃金の金額改正の申出がありました。11ページの資料4によりご確認ください。

審査にあたっては、①定量的要件に関する審査と、②労働協約等における賃金の最低額との関係を審査することとなっています。改正の場合にあつては産別最賃の適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意が必要となっており、審査の結果は13ページの資料5によりご確認ください。

い。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会議長から申出があり、審査したところ適用労働者数 2,620 人に対して合意のあった労働者数が 1,177 人、比率は 44.9%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,000 円です。

次に「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会代表から申出があり、審査したところ適用労働者数 7,030 人に対して、合意のあった労働者数が 3,210 人、比率は 45.7%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出であると判断しました。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,106 円です。

続いて、「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産業別最賃労組連絡会の代表幹事から申出があり、審査したところ、適用労働者数 4,720 人に対して合意のあった労働者数が 2,049 人、比率は 43.4%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,031 円です。

最後に「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会議長から申出があり、審査したところ、適用労働者数 2,840 人に対して、合意のあった労働者数が 1,304 人、比率は 45.9%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,008 円です。

以上のとおり、令和 7 年度特定最低賃金の改正申出に関する要件につきまして、定量的要件に関しては 4 業種とも適正であることを報告いたします。なお、特定最低賃金を引き上げる際の上限額は関係労使の申し出に係る労働協約等における賃金の最低額となりますので、この点については検討小委員会でご審議をお願いいたします。説明は以上でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

ございませんか。それでは、特定最低賃金について改正申出の要件が適正だったということで、労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思います。

【労働局長】

宮崎県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について。令和 7 年 7 月 11 日付けをもって申出代表者、日本労働組合総連合会宮崎県連合会、吉岡英明会長から、最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いします。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

ただ今、受け取らせていただきました。特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、

従来の慣例等について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

特定最低賃金につきまして、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、必ず「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けて「改正の必要性」について審議していただいているところであります。宮崎地方最低賃金審議会運営規程第3条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきました。

これまで、委員は公・労・使各側3名で構成し、座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしています。また、検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはございません。以上が従来からの、検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。今ご説明がありました検討小委員会について事務局より説明があったところですが、この場で検討小委員会の各側3名の委員の選出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、公益代表委員については、古賀委員、宮川委員、森部委員の3人でお願いします。労・使各側から、委員の推薦をお願いします。労側、いかがですか。

【白崎委員】

はい。労側につきましては、土居委員、鎌田委員、白崎でお願いします。

【橋口会長】

使側いかがでしょうか。

【河野委員】

はい。酒匂委員、中原委員、私、河野の3名でお願いします。

【橋口会長】

それでは、検討小委員会は、

公益側が、古賀委員、宮川委員、森部委員

労働者側が、鎌田委員、白崎委員、土居委員

使用者側が、河野委員、酒匂委員、中原委員

以上の9名の委員をお願いします。よろしくをお願いします。次に、検討小委員会の日程について、事務局の考えがありましたらお聞かせてください。

【賃金室長】

検討小委員会の開催につきましては、7月4日に開催しました運営小委員会で8月18日、8月21日が決まっていたのですが、こちらについては、少し審議のスタートが遅れましたので、あらためて調整する必要がございます。今日の本審が終わった後に、これを含めて日程調整をさせていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

【橋口会長】

皆さん、それでよろしいですかね。そうさせてください。

続いて、検討小委員会での議題6の「検討小委員会における関係労使の意見聴取について」ですが、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

前回、第1回審議会で概要をご説明し、運営小委員会で詳細と日程の確認をしていただきました。日程につきましては、先程説明しましたが、再調整させて頂きたいと考えております。それでは、17ページの資料7-1をご覧ください。施行版の要領としております。

意見陳述者は4産業について、労側から今回5名の推薦をいただいております。使側からの推薦はございませんでした。労側の4産業5名の推薦につきましては、肉乳のみ今回2名の推薦があったことから計5名となっております。なお、肉乳で1名増えることについては、運営小委員会において承認されております。

19ページの資料7-2、必要性の有無に関する意見書は、17ページの資料7-1の要領のとおり、1回目の検討小委員会開催予定日の前日を提出期日としております。この後の日程調整で、検討小委員会の日程が決まりましたら、併せて、意見書の提出期日についても、確認させて頂きたいと考えております。

なお、意見陳述は討論の場ではなく質問に回答が可能な範囲で回答していただく、意見陳述を希望されない場合は各委員が意見書を黙読し、質問が出た場合、労使各側の委員で可能な範囲で回答する、としております。

また、必要性の審議において、労働者側からは「当該特定最低賃金自体の存在意義、地域別最賃に一時的に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性」などの主張が考えられます。一方で、使側からは「当該特定最低賃金の廃止、改正の必要は無い」などの主張が考えられますが、これらの主張を踏まえて審議が一層活発になると考えております。説明は以上になります。

【橋口会長】

関係労使の意見聴取について事務局より説明がありましたが、ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

ございませんか。よろしいですか。それでは関係労使の意見聴取をするということで、要領に沿って、実施するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。配付資料を含めて、何か質問のある方はお願いしますが。

(質問なし)

ございませんかね。それでは続きまして、議題7「その他」になりますが、何かございますでしょうか。

(特になし)

ございませんか。他に無いようでしたら、今後の審議会日程につきましては、この審議会終了後に事務局の方から説明と調整をお願いしたいと思いますので、皆様方は日程調整が終了するまで、この場に残って頂きますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、予定された議題は以上ですので、本日の会議はこれで終わりますが、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。なお本日の議事録の確認は冒頭に事務局の説明のとおり、鎌田委員と中原委員にお願いします。お疲れ様でした。引き続き、事務局の方で日程調整をお願いします。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
